

## 課外活動における活動指針について

### 体育系団体

	行動指針レベル 1.5 (6/18～8/26)	行動指針レベル 2 (8/27～9/30)	行動指針レベル 1 (11/8～)
1.試合・練習試合条件	なし	試合日前日から3日以内にPCR 検査を受けて陰性が確認されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ感染拡大防止の活動指針の徹底</li> <li>・ワクチン接種を2回行っている、もしくはPCR 検査の陰性（証明）</li> <li>・必ず指導者（監督、コーチが帯同又は緊急連絡網等の提示</li> <li>・参加者名簿の提出</li> </ul>
2.県外での試合	<p>全国レベルの大会に加え、団体にとって重要だと思われる大会への参加について審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイドラインの提示</li> <li>・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施</li> <li>・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行</li> <li>・大会中の行動記録・健康観察の実施</li> </ul>	<p>原則禁止 インカレ・日本選手権等の全国レベルの大会については個別に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイドラインの提示</li> <li>・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施</li> <li>・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行</li> <li>・大会中の行動記録・健康観察の実施</li> </ul>	<p>緊急事態宣言・まん延防止等措置地域に指定されていない場合は、下記を条件に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイドラインの提示</li> <li>・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施</li> <li>・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行又は緊急連絡網等の提示</li> <li>・大会中の行動記録・健康観察の実施</li> </ul> <p>緊急事態宣言・まん延防止等措置地域に指定されている場合、全国レベルの大会であれば個別に審査する</p>
3.県内での試合	<p>全国レベルの大会に加え、団体にとって重要だと思われる大会への参加につ</p>	<p>原則禁止 インカレ・日本選手権等の全国レベルの大会につい</p>	<p>緊急事態宣言・まん延防止等措置地域に指定されていない場合は、下記を条件</p>

	<p>いて審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイドラインの提示</li> <li>・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施</li> <li>・大会中の行動記録・健康観察の実施</li> </ul>	<p>ては個別に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイドラインの提示</li> <li>・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施</li> <li>・宿泊を伴う場合は不可とする。</li> <li>・大会中の行動記録・健康観察の実施</li> </ul>	<p>に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイドラインの提示</li> <li>・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施</li> <li>・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行又は緊急連絡網等の提示</li> <li>・大会中の行動記録・健康観察の実施</li> </ul> <p>緊急事態宣言・まん延防止等措置地域に指定されている場合、全国レベルの大会であれば個別に審査する</p>
4.学内における他大学との試合	禁止	禁止	<p>個別に審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象大学の感染防止対策の提示</li> <li>・参加者リストの提出</li> </ul>
5.大学生以外との試合	禁止	禁止	<p>個別に審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会主催者の感染防止ガイドラインの提出</li> <li>・対戦相手の感染防止対策の提出</li> <li>・対戦相手のリスト</li> </ul>
6.他大学等との合同活動	禁止	禁止	<p>個別に審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象大学等の感染防止対策の提示</li> <li>・参加者リストの提出</li> </ul>
7.合宿	禁止	禁止	禁止
8.課外活動時間	21時まで	20時まで	21時まで
9.課外活動場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則学内施設</li> <li>・学外施設利用可</li> </ul> <p>利用施設のガイドラインの則っていること 他団体の利用状況の説</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則大学内施設</li> <li>・県外は原則禁止</li> <li>・県内の宿泊を伴う活動は原則不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則学内施設</li> <li>・学外施設利用可</li> </ul> <p>利用施設のガイドラインの則っていること 他団体の利用状況の説</p>

	明		明
10.東広島と霞 地区を跨ぐ活 動	禁止	禁止	許可

### 文化系団体（音楽系を含む）

	行動指針レベル 1.5 (6/18～8/26)	行動指針レベル 2 (8/27～9/30)	行動指針レベル 1 (11/8～)
1.県外での活 動	<p>全国レベルの大会に加え、 団体にとって重要だと思 われる大会への参加につ いて審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイド ラインの提示</li> <li>・参加団体が適切な感染防 止対策の実施</li> <li>・宿泊を伴う場合、顧問・ 指導者等の同行</li> <li>・大会中の行動記録・健康 観察の実施</li> </ul>	<p>原則禁止 全国レベルの大会につい ては個別に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイド ラインの提示</li> <li>・参加団体が適切な感染防 止対策の実施</li> <li>・宿泊を伴う場合、顧問・ 指導者等の同行</li> <li>・大会中の行動記録・健康 観察の実施</li> </ul>	<p>緊急事態宣言・まん延防止 等措置地域に指定されて いない場合は、下記を条件 に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイド ラインの提示</li> <li>・参加団体が適切な感染防 止対策の実施</li> <li>・宿泊を伴う場合、顧問・ 指導者等の同行又は緊急 連絡網等の提示</li> <li>・大会中の行動記録・健康 観察の実施</li> </ul> <p>緊急事態宣言・まん延防止 等措置地域に指定されて いる場合、全国レベルの大 会であれば個別に審査す る</p>
2.県内での活 動	<p>全国レベルの大会に加え、 団体にとって重要だと思 われる大会への参加につ いて審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイド ラインの提示</li> <li>・参加団体が適切な感染防</li> </ul>	<p>原則禁止 全国レベルの大会につい ては個別に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイド ラインの提示</li> <li>・参加団体が適切な感染防 止対策の実施</li> </ul>	<p>緊急事態宣言・まん延防止 等措置地域に指定されて いない場合は、下記を条件 に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者の感染防止ガイド ラインの提示</li> <li>・参加団体が適切な感染防</li> </ul>

	止対策の実施 ・大会中の行動記録・健康観察の実施	・宿泊を伴う場合は不可とする。 ・大会中の行動記録・健康観察の実施	止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行又は緊急連絡網等の提示 ・大会中の行動記録・健康観察の実施  緊急事態宣言・まん延防止等措置地域に指定されている場合、全国レベルの大会であれば個別に審査する
3.学内外における他大学との合同活動	禁止	禁止	個別に審査 ・対象大学の感染防止対策の提示
4.合宿	禁止	禁止	禁止
5.課外活動時間	21時まで	20時まで	21時まで
6.使用する部屋の利用人数制限	別途規定（初回版）	別途規定（初回版）	別途規定（2021/10/1版）
7.東広島と霞地区を跨ぐ活動	禁止	禁止	許可
8.観客を入れる演奏会	禁止	禁止	学外の場合 ・広島県対処方針(10/11改訂版)に従う。 ・入場者の記録を取ること  学内の場合 ・広島県対処方針(10/11改訂版)に従う。 ・学外者は事前報告 ・入場者の記録を取ること
9.学外でのボランティア活動	原則禁止 ・学外機関からの依頼があった場合に、個別に審査	禁止	原則禁止 ・学外機関からの依頼があった場合に、個別に審査

## その他

	行動指針レベル 1.5 (6/18~8/26)	行動指針レベル 2 (8/27~9/30)	行動指針レベル 1 (11/8~)
1.学外者への 体育館、グラ ンド等の貸出	禁止	禁止	許可 ・学外者は事前報告 ・使用時の感染対策を義務 付ける
2.教職員の体 育館、グラン ド等の使用	禁止	禁止	許可 ・使用時の感染対策を義務 付ける